

京都市職員共済組合

平成 27 年度保健事業実施状況

平成 28 年 7 月

1 データヘルス計画の策定と保健事業の推進

我が国は、国民皆保険制度の下、これまでから世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。一方で、超高齢社会の急速な進展や生活習慣の変容等に伴う疾病構造の変化など大きな転換期を迎えており、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務であることと併せ、各医療保険者におけるより効果的な保健事業の実施が期待されている。

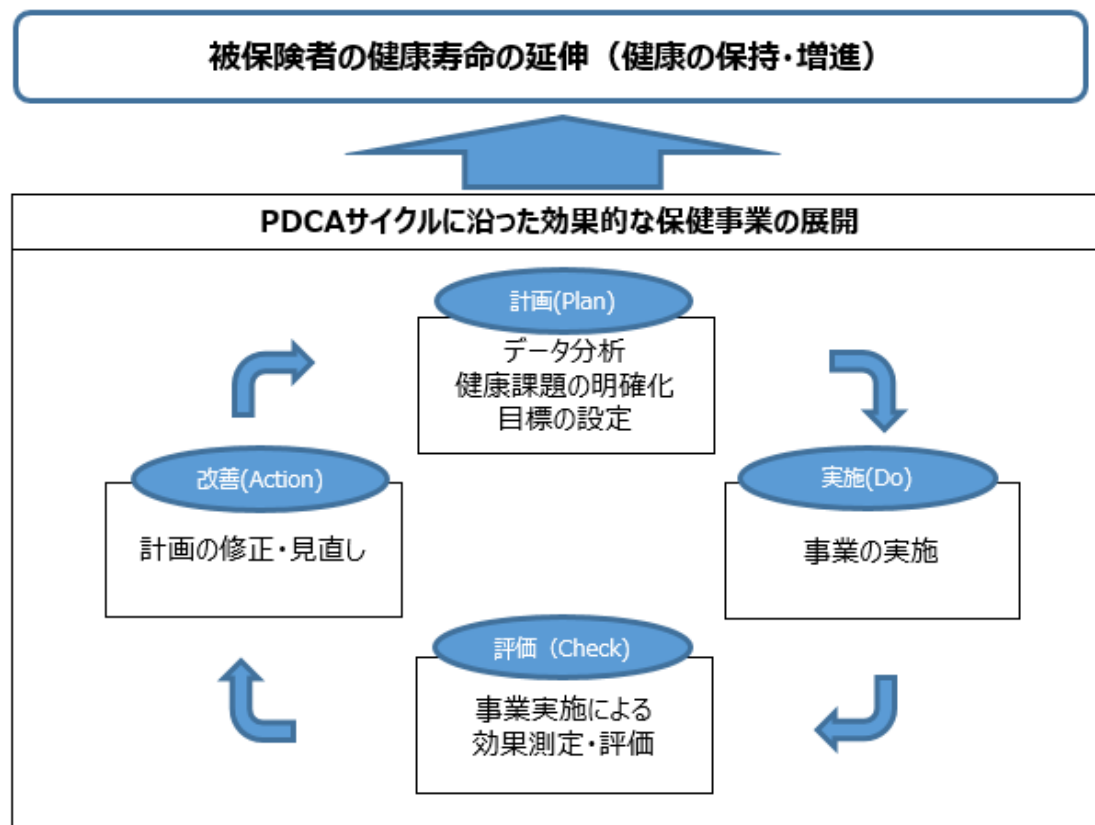
平成 25 年 6 月には、「日本再興戦略」が閣議決定され、我が国が直面している高齢化とそれに伴う医療・介護サービスに対する需要の増大が取り上げられ、需要の抑制のための「国民の健康寿命の延伸」が重要施策として掲げられるとともに、健康寿命の延伸のために全ての医療保険者に対して、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく被保険者の健康保持・増進のための計画（データヘルス計画）の作成、事業の推進による健康管理・疾病予防の取組が求められることとなった。

京都市職員共済組合においても、平成 27 年 3 月に「京都市職員共済組合データヘルス計画」を策定し、PDCA サイクル(※)に沿った保健事業を継続的に展開することで、被保険者の自主的な健康増進、疾病予防の取組を支援し、健康寿命の延伸・医療費の適正化を目指している。

以下では、「京都市職員共済組合データヘルス計画」に基づく PDCA サイクル(※)における「評価 (Check)」として、平成 27 年度保健事業の実施状況について取りまとめており、これを踏まえた現時点での平成 28 年度保健事業の推進方針等を明記している。

なお、保健事業の医療給付等への影響についても現在分析を進めているところであり、この分析結果と今回取りまとめた実施状況を踏まえ、必要な場合には「京都市職員データヘルス計画」及び今後の各事業の推進方針の見直しを検討する。

※ PDCA サイクル: 事業活動におけるマネジメント手法の一つで、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階を繰り返し実施することで、業務等を継続的に点検・改善し、実効性を高めていくもの。



2 平成 27 年度保健事業の実施状況

事業種別	事業名及び概要	平成 27 年度の振り返り			平成 28 年度 推進方針, 新たな取組等
		実施状況	成功・推進要因, 新たな取組等	課題, 阻害要因等	
普及啓発・宣伝事業	各種セミナー 健康意識の醸成のため, 組合員を対象に, 主にメンタルヘルス, 健康づくりをテーマとしたセミナーを開催する。	◆メンタルヘルスセミナー 7/24 開催, 57 人参加 ◆ウォーキングセミナー 9/30 開催, 62 人参加 ◆生活習慣改善セミナー 2/26 開催, 61 人参加	◆昨年度まで実施していた「肩こり・腰痛セミナー」を止め, より医療費削減効果が見込める生活習慣病対策として「ウォーキングセミナー」を初開催。 ◆「生活習慣改善セミナー」について, 必要な人に必要な情報が届くよう, 特定保健指導未受診者で BMI 25 以上のハイリスク者を対象として開催。	◆「生活習慣改善セミナー」について, 参加者の意識改革, 行動変容はもとより, セミナー受講が特定保健指導の受診へ繋がるようにする。	◆27 年度と同テーマで開催。 ◆「生活習慣改善セミナー」を特定保健指導の初回面談も兼ねて開催。(具体的には, 特定保健指導の実施基準を満たすよう 8 人以下のグループでの保健師・管理栄養士による面談を取り入れる。)
	保健冊子の配布 出産後の育児生活のサポートのため, 新生児家庭に保健冊子を配布する。	◆新生児家庭に「赤ちゃん和妈妈」を月 1 回・1 年間, のべ 3,487 人に送付。(初回送付時には, 「お誕生号」「子どもの事故予防」「お医者さんにかかるまで」を同封。) ◆1 歳児家庭に「1・2・3 歳」を年 4 回・1 年間, のべ 1,194 人に送付。	—	—	◆現状のまま継続。
	広報紙の発行 共済組合の運営, 収支, 制度改正等のお知らせやその他共済組合関係のトピックス等を被保険者に伝えるため, 「共済組合ニュース」を発行する。	◆7 月, 10 月, 3 月に発行。	◆例年, 年 2 回の発行だが, 標準報酬制移行の内容について周知するため, 臨時号を 10 月に発行。 ◆当組合におけるがん罹患の状況やジェネリック医薬品の利用促進など, これまで記事にしていなかった項目について記載。	◆ジェネリック医薬品の利用促進や健診受診率の向上など, 今後注力すべき課題について積極的に広報する。	◆掲載内容の充実。
	医療費通知 医療費の実態を周知することを通じたコスト意識の醸成のため, 各人の医療費の実績を通知する。	◆9 月, 3 月に通知を配布。	◆医療費に対する被保険者の意識改革のため, 通知の様式を見直し, 医療費通知を行う意義やジェネリック医薬品の利用促進について記載。	—	◆現状のまま継続。

事業種別	事業名及び概要	平成 27 年度の振り返り			平成 28 年度 推進方針, 新たな取組等
		実施状況	成功・推進要因, 新たな取組等	課題, 阻害要因等	
普及啓発・宣伝事業	ジェネリック医薬品の利用促進 薬剤費の縮減のため, 現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合の差額を記載した通知を配布するほか, ジェネリック医薬品の利用促進に向けた各種啓発を行う。	◆差額通知の配布 9月:993人, 2月:1,004人 ◆被扶養者の新規認定時等, 保険証を新たに発行する際にジェネリック医薬品希望シールを配布。 ◆医療費通知(3月), 共済組合ニュース(3月), 職員相談室だより(3月)に啓発記事を掲載。 ◆共済組合ホームページに啓発ページを開設。	◆共済組合が発行するあらゆる広報物に啓発記事を掲載するなど広報を強化。 ◆利用率の向上 26年度 48.9%→27年度 54.4% (速報値)	◆30年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」(※)において, ジェネリック医薬品利用率が指標となる可能性大。 ◆利用率が全保険者平均 56.2%(27年9月薬価調査の集計値)よりも低い。	◆パンフレット及び希望シールの全職場での回覧を実施。 ◆あらゆる機会を捉えた広報を展開。
相談事業	職員相談室 メンタルヘルス対策のため, 組合員及び被扶養者を対象に, 専門のカウンセラーによる相談室を開設する。	◆相談時間 月・水:17:00～20:00 火・木:9:30～12:30 金:13:30～16:30 土:9:30～12:30, 13:30～16:30 ◆稼働率(相談実施コマ数/総コマ数):59.0% ◆職員相談室だよりを3月に発行。	◆休日の相談時間の拡大や年末年始の閉室日の縮小などより活用しやすい環境を構築。	—	◆現状のまま継続。
疾病予防事業	人間ドック 健康状態の把握, 疾病の早期発見・治療のため, 18歳以上の組合員・被扶養者を対象に半日ドックを実施する。	◆募集:4月 ◆受診期間:5～3月 ◆自己負担額:10,000円 (35・45・55・59歳の組合員は「節目健診」として自己負担なし) ◆利用者数:8,346人(節目健診含む)	◆利用者の増加 26年度 8,242人→ 27年度 8,346人	◆より利用しやすい環境を構築することによる利用者の増加を図り, 特定健診受診率の向上に繋げる。 ◆利用者が多いことは望ましいが, 多額の経費が必要。(27年度決算額:250,068千円)	◆募集要項・申込書の電子化及び健診機関毎に申込書を仕分ける際の電子仕分けの導入。(利用環境の向上, 印刷経費の縮減, 事務に係る負担の軽減を図る。)
	脳ドック 脳に関する疾病の早期発見・治療のため, 18歳以上の組合員・被扶養者を対象に, 脳ドックを実施する。	◆募集:4月 ◆受診期間:5～3月 ◆自己負担額:10,000円 ◆利用者数:1,413人	◆利用者の増加 26年度 1,397人→ 27年度 1,413人	◆利用者が多いことは望ましいが, 多額の経費が必要。(27年度決算額:33,743千円)	◆募集要項・申込書の電子化及び健診機関毎に申込書を仕分ける際の電子仕分けの導入。(利用環境の向上, 印刷経費の縮減, 事務に係る負担の軽減を図る。)

事業種別	事業名及び概要	平成 27 年度の振り返り			平成 28 年度 推進方針, 新たな取組等
		実施状況	成功・推進要因, 新たな取組等	課題, 阻害要因等	
疾病予防事業	総合がん検診 がんの早期発見・治療のため, 18 歳以上の組合員・被扶養者を対象に, がん検診を実施する。	◆募集:9 月 ◆受診期間:11~3 月 ◆自己負担額: 【基本型】1項目につき 700 円(複数検査時の上限 2,000 円) 【充実型】5,000 円 ◆利用者数: 【基本型】265 人 【充実型】139 人	◆「共済組合ニュース」において, 当組合におけるがん罹患の特性についての記事を掲載するなど啓発を強化。 ◆利用者の増加 【基本型】26 年度 173 人→27 年度 265 人 【充実型】26 年度 121 人→27 年度 139 人	◆30 年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」(※)において, がん検診をはじめとする各種検診の実施状況が指標となる可能性大。	◆募集要項・申込書の電子化及び健診機関毎に申込書を仕分ける際の電子仕分けの導入。(利用環境の向上, 印刷経費の縮減, 事務に係る負担の軽減を図る。)
	郵送がん検診 がんの早期発見・治療のため, 18 歳以上の組合員・被扶養者を対象に, がん検診(たんや便等の検体を自ら採取し, 検査機関に郵送)を実施する。	◆募集:4 月 ◆検体受付期間:6~9 月 ◆自己負担額:1 項目につき 700 円 ◆利用者数:329 人	◆「共済組合ニュース」において, 当組合におけるがん罹患の特性についての記事を掲載するなど, 啓発を強化。 ◆利用者の増加 26 年度 305 人→27 年度 329 人	◆30 年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」(※)において, がん検診をはじめとする各種検診の実施状況が指標となる可能性大。	◆募集要項・申込書の電子化及び健診機関毎に申込書を仕分ける際の電子仕分けの導入。(利用環境の向上, 印刷経費の縮減, 事務に係る負担の軽減を図る。)
	特定健康診査 メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握及びリスク者のスクリーニングのため, 40 歳以上の組合員・被扶養者を対象とした健診を実施する。(人間ドック, 定期健康診断を受診する方は受診項目に特定健診が含まれる。被扶養者及び任意継続組合員で人間ドックを受診しない方には無料受診券を配布する。)	◆受診者数:9,976 人(速報値) ◆受診率:79.0%(9,976 人/12,621 人)(速報値) ◆無料受診券配布(7 月) ◆10 月末時点で未受診の被扶養者に受診勧奨通知を送付(11 月) ◆共済組合ニュース(3 月)に記事掲載	—	◆30 年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」(※)において, 特定健診受診率が指標となる可能性大。 ◆受診率の低下 26 年度 80.6%→27 年度 79.0%(速報値) ※低下しているものの, 全保険者平均(25 年度 47.6%)と比較すると高い状況。 ◆組合員に比べ, 被扶養者及び任意継続組合の受診率が低い。 組合員:94.9% 被扶養者及び任継:44.9%	◆京都市がんセット検診の会場において当組合の無料受診券が利用できるようにする。 ◆未受診の方への受診勧奨通知について, 被扶養者だけでなく任意継続組合員にも配布。

事業種別	事業名及び概要	平成 27 年度の振り返り			平成 28 年度 推進方針, 新たな取組等
		実施状況	成功・推進要因, 新たな取組等	課題, 阻害要因等	
疾病予防事業	特定保健指導 メタボリックシンドロームの改善と予防のため, 特定健康診査の結果, 積極的支援及び動機付け支援に該当した者に対し, 生活習慣改善に向けた保健指導を実施する。	◆初回面談受診者数:321 人(速報値) ◆実施率:12.7%(238 人/1,867 人) (速報値) ※6/16 時点で整っているデータのみを用いて計上しており, 最終的には変動する。(実績は初回面談受診者(321 人)しか把握できないため, 26 年度の終了率 74.2%(終了者数 267 人/初回面談受診者数 360 人)を掛けて算出。) ◆対象者へ通知を送付(12 月, 2 月) ◆共済組合ニュース(7 月)に記事掲載	◆特定保健指導未受診者で BMI25 以上のハイリスク者を対象に「生活習慣改善セミナー」を開催。	◆30 年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」(※)において, 特定保健指導実施率が指標となる可能性大。 ◆実施率の低下 26 年度 13.5%→ 27 年度 12.7%(速報値) ※全保険者平均(25 年度 17.7%)よりも低い。	◆「生活習慣改善セミナー」を特定保健指導の初回面談も兼ねて開催。 ◆個別契約している対象施設を拡大。(プロポーザルにより新たな施設を選定。) ◆京都市立病院において, 職場巡回型指導を実施。 ◆対象者への通知送付時期の早期化。
	体育事業助成 健康増進や心身のリフレッシュのため, 各局区等单位で実施する体育事業に対して, その参加人数に応じた助成を行う。(各種目 1 回, 年間 5 種目まで)	◆助成件数:17 件(1,997 人)	—	—	◆現状のまま継続。
	歩こう会 健康増進や心身のリフレッシュのため, 組合員・被扶養者を対象とした歩こう会を開催する。	◆第 9 回歩こう会(4/19)※雨天中止 コース:左京区役所～曼殊院門跡～鷲森神社～宝ヶ池公園 ◆第 10 回歩こう会(10/18) 参加者:418 名 コース:山科駅～山科疏水～琵琶湖疏水記念館	—	◆参加者の減少 第 8 回 487 人→ 第 10 回 418 人 ◆参加者はリピーターが多く, 普段あまり運動しない方に積極的に参加してもらう必要がある。	◆第 11 回は雨天中止となった第 9 回のコースで開催。 ◆4 月の人事異動等による繁忙期を避けて開催。 ◆コースを組合員から募集する。
健康増進事業	スポーツクラブ 健康増進や心身のリフレッシュのため, 市内近郊のスポーツ施設と契約し, 組合員・被扶養者の利用に対して助成を行う。	◆利用者数:のべ 14,704 人	◆利用者の増加 26 年度 14,302 人→ 27 年度 14,704 人	—	◆現状のまま継続。

事業種別	事業名及び概要	平成 27 年度の振り返り			平成 28 年度 推進方針, 新たな取組等
		実施状況	成功・推進要因, 新たな取組等	課題, 阻害要因等	
健康増進事業	会員制福利厚生事業 (えらべる倶楽部) 健康増進や心身のリフレッシュのため, 組合員・被扶養者を対象に, スポーツ施設や保養施設, 生活支援等のサービスを提供する福利厚生事業を行う。	◆「きょうとリフレッシュプラン」 利用率:81.2% ◆「えらべる倶楽部」 利用率(利用件数/会員数): 全体 257.9% 旅行 76.5% 生活 181.4%	◆「きょうとリフレッシュプラン」の未利用者(職員は 12 月末時点, 任継は 1 月末時点)9,665 人に対して, 2 月に通知を送付。 ⇒利用率が大幅に増加 26 年度 70.9%→ 27 年度 81.2%	—	◆「きょうとリフレッシュプラン」メニューの充実(スポーツクラブ コ・ス・パ及び京阪カントリークラブを追加。)
医療費適正化事業	扶養状況調査 扶養状況の適正化維持のため, 被扶養者の収入, 同別居, 仕送り等の状況を毎年調査する。	◆調査対象者:被扶養者 7,165 人 (対象組合員 5,591 人) ◆扶養削除となった被扶養者: 約 270 人(通常収入超過, 就職等扶養調査によらない削除も含む。)	—	—	◆現状のまま継続。
	レセプト内容の点検 医療費給付の適正化のため, 民間の審査機関に委託し, レセプトの内容点検を行う。	◆効果額(調整金額-委託料): 491,504 円(4~2 月実施分のみ)	—	—	◆現状のまま継続。
	柔道整復師等に係る療養費支給申請書の内容点検 療養費給付の適正化のため, 民間の審査機関に委託し, 療養費支給申請書の内容点検を行う。	◆効果額(調整金額-委託料): ▲259,011 円 ※効果額だけを見るとマイナスだが, 内容点検を実施すること自体が療養費給付の適正化に繋がっているため, 目に見える金額だけで効果は測れない。	—	◆療養費給付の適正化のため, 継続的な対策が必要。	◆柔整療養費が高額な方に対して年間の療養費金額を記載した通知を発行する。

※ 医療保険者のインセンティブ改革:後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が負担する支援金の加算・減算について,平成30年度からは,予防・健康づくり等に取り組む医療保険者に対するインセンティブが重視され,広く薄く加算する一方で,複数の指標の達成状況に応じて減算する仕組みへの見直しが予定されている。各医療保険者が取り組むべき指標については,現在厚生労働省において検討がなされているところであり,特定健診・保健指導の実施,特定健診以外の健診(がん健診等)の実施,糖尿病等の重症化予防の実施,ヘルスケアポイントなどの個人へのインセンティブ等の実施,重複頻回受診・重複投薬・多剤投与等の防止対策の実施,後発医薬品の使用促進等の指標化が予想される。

3 平成28年度以降新たに実施する保健事業

事業種別	事業概要	スケジュール(案)
疾病予防事業	重症化予防 循環器系疾患、糖尿病等の重症化予防、ひいては医療費の適正化のため、リスクの高い方をレセプト・健診データから分析・抽出し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施する。	28年6月:データ分析事業者をプロポーザルにより決定 7月:保健指導事業者をプロポーザルにより決定 7月以降:対象者に保健指導を実施 29年3月:対象者のデータを再度分析し、生活習慣等に変化が見られない方について、再度指導を実施
	受診勧奨 循環器系疾患、糖尿病等の早期受診・治療、ひいては医療費の適正化のため、治療を要するにも関わらず未受診又は受診を中断している方をレセプト・健診データから分析・抽出し、受診勧奨指導を実施する。	28年6月:データ分析事業者をプロポーザルにより決定 7月:受診勧奨指導事業者をプロポーザルにより決定 7月以降:対象者に受診勧奨指導を実施 29年3月:対象者のデータを再度分析し、受診行動等に変化が見られない方について、再度指導を実施
適正化事業	適正受診の推進 頻回・重複等の不適切な受診の是正による医療費の適正化のため、不適切な受診行動が見られる方をレセプトデータから分析・抽出し、適正受診を促す通知を送付する。	28年6月:データ分析事業者をプロポーザルにより決定 8月:対象者に通知を送付 29年3月:対象者のデータを再度分析し、受診行動等に変化が見られない方について、再度通知を送付
健康増進事業	予防・健康づくりに向けたインセンティブの提供 「健康無関心層」を含め、被保険者全員が、予防・健康づくりの取組を実践・継続していくための第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、「ヘルスケアポイント」等を用いたインセンティブの提供を行う。	28年5月:厚労省が「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」を公表 28年度中:国のガイドラインや他の共済組合の実施状況等を踏まえ、事業の手法等について検討 29年度以降:事業の実施